

仕 様 書

1 案件名称

参議院議員通常選挙従事者用弁当 買入（単価契約）

2 案件概要

標記の投票における投票所および期日前投票所の従事者用弁当を買い入れるものである。

3 契約期間

公示日翌日から投票日当日までの間で連続する 18 日間

4 契約方法

公募型企画競争（コンペ）方式による特名随意契約とする。

5 投票所における昼夕食用弁当にかかる仕様

（1）規格等

- ・弁当は幕の内弁当とし、昼食と夕食は別献立とすること。ただし、白飯に代えて炊き込みご飯や混ぜご飯であっても可とする。
- ・彩りよく各種の料理が配置されていること。
- ・おかずは、揚げ物、煮物、焼き物をバランスよく配置し、いずれか1種類に偏ることがないようにするとともに、多様な具材を使用するよう努めること。
- ・喫食者は幅広い年代にわたることを考慮し、適切な量（ボリューム）であること。
- ・弁当には味噌汁（容器付き）を付けること。
- ・お茶など、飲料は付けないこと。
- ・食中毒の予防に努め、衛生面にじゅうぶん配慮すること。また、各納入場所は冷蔵保存ができないため、必要に応じて保冷剤等を使用すること。

（2）数量

昼食 139食

夕食 139食 （計 278食）

（納入場所ごとの数量は別紙のとおり）

（3）納入場所

淀川区内 19 投票所、および、淀川区役所 5 階

（別紙のとおり）

（4）納入日時

【配達日時】

投票の執行日当日

昼食・・・各納入場所とも、午前 11 時までに配達すること

夕食・・・各納入場所とも、午後4時までに配達すること

【弁当容器回収日時】

投票の執行日当日

昼食分・・・夕食配達時

夕食分・・・おおむね午後7時30分～午後8時20分の間回収すること
(ただし、午後7時55分～午後8時5分を除く)

6 期日前投票所における昼夕食用弁当にかかる仕様

(1) 規格等

上記「2 投票所における昼夕食用弁当にかかる仕様－(1) 規格等」と同一とする。

(2) 数量

昼食 51食 (3食×17日分)

夕食 51食 (3食×17日分) (計 102食)

(3) 納入場所

大阪市淀川区十三東2-3-3
淀川区役所5階

(4) 納入日時

【配達日時】

投票の告示の翌日から、投票執行日の前日まで
(土・日・祝日を含む)

昼食・・・午前11時までに配達すること

夕食・・・午後5時までに配達すること

【弁当容器回収日時】

昼食分・・・当日の夕食配達時

夕食分・・・配達日またはその翌日に回収すること

※容器回収についての詳細は、契約締結後、本市担当者と協議のうえ決定する。

7 契約金額

本契約は単価契約とし、弁当1食あたりの契約金額は、825円(消費税8%含む)とする。
契約金額には、本業務を遂行するにあたり必要な経費の一切を含むものとする。

数量は契約期間中における買入予定数量の概数を示したものであり、実際数量と差異が生じる可能性があるが、これについて受注者は異議を申し立てることができない。

8 参加申請

(1) 参加を希望する者は、受付期間内に参加申請に必要な書類を持参または郵送により提出しなければならない。

(2) 提出書類

ア. 参加申請書兼誓約書(様式1)

イ. 物品供給見積書（様式2）

ウ. 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定による飲食店営業許可証の写し

エ. 提供予定弁当の献立表（昼食・夕食各1部）（様式任意）

オ. 提供予定弁当のカラー写真（昼食・夕食各1部）（様式任意）

※エ・オについては会社名等がわからないようにすること。

※提出書類は返却しない。

（3）受付期間

令和4年5月30日（月） 午後3時まで。

ただし、本市の執務時間内に限る

（4）受付場所

大阪市淀川区十三東2-3-3

大阪市淀川区役所 5階 総務課

9 審査

（1）審査項目および配点

契約相手方は、令和4年6月初旬に行う審査（非公開）により決定する。

審査項目および配点は下表のとおりとする。

審査項目	主な着眼点	配点
献立内容	各種の料理がバランスよく配置され、多様な具材を使用した充実した献立であるか。	30点
彩り・配置	彩りや配置に配慮されており、見た目も魅力的であるか。	30点
全体の量	多すぎず、少なすぎず、幅広い年齢層に受け入れられるような適切な量であるか。	20点
衛生面への配慮	加熱した具材を使用するなど、衛生面への配慮がされているか。	20点

（2）審査資料等

提供予定弁当の献立表（昼食・夕食各1部）（様式任意）

提供予定弁当のカラー写真（昼食・夕食各1部）（様式任意）

※参加申請時に提出した書類エ・オを使用する

（3）契約予定業者の決定

上記（2）により審査を行い、各審査員の合計得点が最も高い事業者を契約予定業者として、特名随意契約を締結する。

ただし、参加申請書の提出が1者のみとなった場合において、当該事業者の提案内容が本仕様を満たしているものであるときは、その事業者を契約予定業者として特名随意契約を締結する。

（4）審査結果の通知

令和4年6月中旬までに、電話により通知する。

10 特記事項

- (1) 各納入場所への配達経路を、あらかじめ受注者において把握するなどして、本仕様書で定められた納入日時を厳守すること。
- (2) すべての業務完了後、本市様式による納品報告書を提出すること。
- (3) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (4) 別紙「特記事項」「グリーン配送に係る特記仕様書」「職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書」の規定を遵守すること。
- (5) 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適切な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の淀川区役所総務課（連絡先：06-6308-9625）に報告しなければならない。
- (6) 期間が変更となった場合は、速やかに受注者に通知する。これに伴い、受注予定者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しない。

11 事業担当

大阪市淀川区役所総務課（担当：鬼塚脇）

〒532-8501 大阪市淀川区十三東 2 - 3 - 3

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境管理課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者および受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。(指定管理者の指定を取り消すことができる。)